時事新報

第千二百三十四號
明治十九年三月廿七日　土曜日
舊丙戌二月廿二日　（丙戌）
日出午前五時五十六分　日入午後六時十六分
月出午前零時二十七分　月入午前十時五十四分
滿潮午前十時二十二分　午後十時四十六分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

日本國の鐵道事業　十一

日本鐵道の建築には務て費用の廉なるを要す金を惜まずして鐵道工事の完全を求めんとならば今の英米その他諸邦の鐵道は寧ろ不完全の太甚しきを免かれずと雖ども事實、鐵道の要は少しの費用を以て多くの鐵路を買ふに在ることゆゑ日本國の鐵道工事にもこれ小金大利の法則を應用して實地經濟の道に外れざるやう勉強すべきは勿論なり此迄の經驗にて見るに日本の鐵道は兎角に廉ならず例へば東京横濱間の鉄道の如きは日本人が未だ鉄道建築の監督に熟れざるの際、全くこれを英國人の手に依頼し、明治三年の三月より起工して同五年の九月全線漸く開通しろの工事の非常に手間取りしと同時に建築費も亦た意外に嵩み、當時實地の築造工事、諸車類諸器械の買入れ或は雇西洋人の給料等も當は不慣の處より、無益の錢を損したる事實は免る可らざるの數にて其費用の精算今更これを知るに由なけれども世の風評に據れば此建築費用平均一英里に就き三十四五萬圓ありともいひ又明治三年の七月に起工して同七年の五月漸やく竣工せし大坂神戸間二十英里の鉄道にて一英里同く四十三萬圓內外を費し次に同四年の六月に起工して同十年の七月に落成したる大坂西京二十一英里間の線路には同く二十萬圓內外を費したりとの說もあり若し此說をして事の實際に大相違もありとすれば如何に鐵道には不案內の日本人なりとはいへ、餘り經濟の法に暗かりしと評するの外なる可らず特に其工事の遲々進まざりし一段に至りて實に驚くに堪へたるの次第なりと申すは東京横濱間は滿二箇年半にして僅に十八英里、神戸大坂間は滿三年十箇月にして二十英里、大坂西京間は滿六箇年にして二十一英里の工事を畢へたるものなれば獨りこの點よりして考ふるも費用の割合に嵩みたるを推して知るべきの理あり又一說に確かなる報告に依れば東京横濱間は一英里の建築費用十八萬四千七百五十圓內外又神戸西京間には同く十七萬零百三十圓內外を費したりとなり若し後報とて確かなる筋の報告とすれば前記世人の風說といへるは或は失算に似て故さらに費用を誇大にしたる嫌なきに非ずと雖ともこの後報の計算とても決して廉なるものとは言ふ可らず何となれば西洋諸國の建築費用は措て問はず日本國內の鐵道にして右以後に布設したるものは之れに比して大に廉價の實例なきにはあらず

就中我輩の聞く所に據れば西京大津間十七英里の鉄道は前記の諸線路に引替へ重に日本人の手にて之を布設したるに江州の地形も悪く、その間には山河の在るあるにも拘はらず一英里平均十二万圓內外にて濟みたりといひ次に敦賀より長濱を經て關ヶ原に達する鐵道線路の布設費用も大抵之れに彷彿し又同じく官設鐵道にても北海道鐵道の如きは米國人クロフホルド氏の專任擔當にて非常の盡力をなし、その建築費用は凡そ一英里平均二萬五千圓位なりしと聞けり又日本鉄道會社の既設線路に就てこれを見るも一英里四万圓內外の計算なりといひ或は日本國中第一の難場たる中山道鉄道の如きも政府の見積にて高崎大垣間凡二百英里の間に二千萬圓の公債を募りたるは畢竟、同道は流石の難場たりとも一英里平均の費用十萬圓を踰えざるべしとの概算なること明かなり左すれば彼の東京横濱間、神戸西京間の工事は實に案外の入目ありしとしても今更賠償の途の付く譯にも非ず徒に追懷して可惜錢を失ひたりとなすとも恰も死兒の齡を算するに似て無益の太甚しきものにはあれども既往に鑑みて將來を戒め、今日以後日本國中大に鉄道を布設せんとの勇氣決心もあらば成丈け經濟の實地に近寄りて無駄なる金を失はざると務めざる可らざるなり夫れも鉄道に多く金を費したるため何か目立ちて格別に著しき利益のあるならば兎も角、苟も然らざる以上には務て廉價の建築法を取りその費用の廉なる丈に更に線路の延長を多くせざるは愚の至りと評せんのみその證據には見るべし一英里に四十三萬圓內外を費したりといふ神戸大坂間の鉄道又は同く三十四五萬圓を懸けたりといふ東京横濱間の鉄道に限りて特別の利便または特別の安全ありと保證のあるにもあらず去迚又同じ官設鐵道にて西京大津間、敦賀關ヶ原間の線路が別に不完全の所ありて實際に困難との苦情とも聞かず故に乘客の便利、荷物の運送より兩つながら之を見るにあれは一英里三四十萬圓の鐵道、彼は同十餘萬圓の鐵道なりと云て事實に相違懸隔のあるべき沙汰もなし、下て又一英里に四萬圓を費したる日本鐵道會社の鐵道を取りみきと彼の京濱間鐵道に比較し見るに成程停車場の建築とか土堤の築樣とかは一目して優劣を感ずる所もあらんかなれども鐵道の鐵道たる功用よりしく言ふときれろの間、少しも優劣を見ざるは實際兩鐵道に乘り較べたる人の知る所にて我輩こゝに喋々するを須ひざるなり況て二萬五千圓にて一英里を築上げたる北海道鐵道の如き、その建築費の廉なるに對しては其功用實に莫大無双と評するも可ならん即ち一英里十萬圓の鐵道二百英里を布設せんよりもこれを倍にして五萬圓の鐵道四百英里を布設するこそ日本文明れろの爲めには最大必要の策ならんと信ずるなり

（未完）

官報

○朕稅關官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年三月二十五日

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文
大藏大臣　伯爵松方正義

勅令第七號

稅關官制

第一條　各稅關ハ大藏大臣ノ管轄ニ屬シ職員ヲ置クコト左ノ如シ　稅關長　稅關副長　屬　監吏　鑑定吏○第二條　稅關長ハ奏任トス大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ關稅及諸收入ノ事ヲ掌理ス　稅關長ハ其主務ニ就キ關稅局長ト協辨スルコトアルベシ○第三條　稅關副長ハ奏任トス橫濱神戶ノ兩稅關ニ限リ之ヲ置ク　稅關副長ハ稅關長ノ事務ヲ佐ク稅關長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス○第四條　屬ハ判任トス各上官ノ指揮ヲ承ケ書記計算簿記ノ事ニ從フ○第五條　監吏ハ判任トス各上官ノ指揮ヲ承ケ密商脫稅監視ノ事ニ從フ　監吏ハ便宜雇員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得○第六條　鑑定吏ハ判任トス各上官ノ指揮ヲ承ケ貨物鑑定ノ事ニ從フ　鑑定吏ハ便宜雇員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得○第七條　各稅關ニ檢查課鑑定課收稅課倉庫課監視課文書課製表課及會計課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム○第八條　檢查課ハ輸出入貨物ノ檢查ニ關スル一切ノ事ヲ掌ル○第九條　鑑定課ハ輸出入貨物ノ性質價直其他鑑定ニ關スル一切ノ事ヲ掌ル○第十條　收稅課ハ輸出入貨物ノ稅金及船舶倉庫等ノ諸收入金收納ニ關スル一切ノ事ヲ掌ル○第十一條　倉庫課ハ倉庫上屋ヲ管守シ其開閉及貨物ノ出納ニ關スル一切ノ事ヲ掌ル○第十二條　監視課ハ密商脫稅監視ノ事ヲ掌ル○第十三條　文書課ハ內外諸文書及職員ノ取扱免狀證書等捺印ノ事ヲ掌ル○第十四條　製表課ハ貿易ニ關スル諸表編製ノ事ヲ掌ル○第十五條　會計課ハ關稅諸收入及經費ノ豫算決算並經費ノ出納買上品官沒品ノ取扱財產ノ管守其他諸傭入ノ身分ニ關スル事ヲ掌ル

○朕地方遞信官官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年三月二十五日

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文
遞信大臣　榎本武揚

勅令第八號

地方遞信官官制

第一條　地方郵便電信ノ事務ヲ管理スル爲ニ須要ノ地方ニ遞信管理局ヲ置キ遞信大臣ノ管轄ニ屬セシム○第二條　各遞信管理局ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ

遞信管理局長　遞信管理局次長　遞信監察官　遞信監察官補○第三條　遞信管理局長ハ奏任三等四等五等トス遞信大臣ノ指揮監督ヲ承ケ地方遞信ノ事務ヲ管理ス○第四條　遞信管理局次長ハ奏任現任局長ノ次等以下トス遞信管理局長ノ事務ヲ佐ク若シ局長ナキトキ又ハ局長事故アルトキハ遞信大臣ノ命ニ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス○第五條　遞信監察官ハ奏任四等以下トス局長ノ命ヲ承ケ遞信事務監察ノ事ヲ掌ル○第六條　遞信監察官補ハ判任トス遞信監察官ノ事務ヲ佐ク○第七條　地方郵便電信ノ事務ヲ掌理スル爲ニ郵便局及電信分局ヲ置キ遞信管理局ノ管理ニ屬セシム　郵便局ノ等級ヲ分テ一等二等及三等トス又電信分局ノ等級ヲ分テ一等二等及三等トス○第八條　郵便局及電信分局ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ

郵便局長　郵便書記　電信分局長　電信書記○第九條　一等郵便局ノ局長ハ奏任四等以下トス二等郵便局及三等郵便局ノ局長ハ判任トス遞信管理局長ノ指揮命令ヲ承ケ成規ニ從ヒ其局務ヲ掌理ス○第十條　郵便書記ハ判任トス郵便事務ニ從事シ郵便局長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス　郵便書記ハ便宜雇員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得○第十一條　一等電信分局ノ局長ハ奏任四等以下トス二等電信分局及三等電信分局ノ局長ハ判任トス遞信管理局長ノ指揮命令ヲ承ケ成規ニ從ヒ其局務ヲ掌理ス○第十二條　電信書記ハ判任トス電信事務ニ從事シ電信分局長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス　電信書記ハ便宜雇員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

○布達甲第三十六號

明治十四年（二月）甲第二十七號布達第一條ヘ左ノ一項ヲ追加ス

但現今其制限ニ適セザル建物ハ本月ヨリ起算シ當初布達ノ期限內ニ改造又ハ修補スヘシ

第二十三　萬世橋ヨリ淺草橋ニ至ル南側ノ河岸地

右布達ス

明治十九年三月二十六日

警視總監　三島通庸
東京府知事　高崎五六

（上三件本年三月廿六日官報）

○通貨ノ事歷（前ノ續キ）

（本文諭告ニ謂フ所ノ附錄諸規則ハ即チ新貨條例中ノ者ナルヲ以テ今之ヲ略ス）

以上列記スル所ニ於テ新貨制改正ノ要領ヲ概舉セリ更ラニ造幣局創業以還昨十八年六月ニ至ル迄百七十五箇月間造幣地金トシ
量及ビ其ノ鑄造セ
ノ如シ

金ノ部　九百

輸入	
政府	一、五三三、
內國人民	一、〇九七、
支那人民	六二、
歐米人民	二九六、
總計	三、〇〇八、

創業以降十八年六
一億二千百八十三
ニ發行シ若シクハ
四千三百十三圓五

自明治三年
至明治十八

貨幣ノ種類	鑄
	枚數
廿圓金	四七、
十圓金	一、八七一、
五圓金	六、五二六、
二圓金	八八三、
一圓金	二、〇三七、
計	一一、三六五、
一圓銀	三一、五一八、
貿易銀	三、〇五七、
五十錢銀	八、一八七、
廿錢銀	三一、三〇七、
十錢銀	六二、六八五、
五錢銀	五〇、五五九、
計	一八八、三一五、
二錢銅	二七五、七〇二、
一錢銅	四〇〇、六〇六、
半錢銅	二八九、八六九、
一厘銅	四四四、四九一、
計	一、〇一〇、六七〇、
總計	一、二三〇、三六〇、

（右表中便宜ニヨリ
抑明治四年造幣
來幾何ノ金銀銅
要ナル金銀銅新
アリシ乎其ノ定
ニ徵スルニ政府
四年辛未二月十
ヲ新金銀及銅貨
的ニテアリシト
來國公債證ニ於
トノ應接談判第
然レドモ爾後種々
初限期ノ如クナ
經ルモ其ノ鑄成
圓銅貨ハ百二十
期ニ違ヒシ所以
第一我ガ國金銀
掘ノ技術及資本
シテ第二ハ我ガ
ニ流出シ加之明
年十二年國立銀
衡ハ連年我ガ不
ノ外出ヲ致ス
入セラル、所ノ
ニ比スレバ著シ
トス又其ノ次ハ
拂上ノ便宜ニ由
造ヲ減ジテ專ラ
キ又明治十二年
サラニ減ジタル
ニ違ヒシ所以ノ

雜報

○日本文体文字新
社の矢野文雄氏が
報知社にて印行發
字にて見るに易
て學ぶにい易けれ